

第6章 水 質

1	公共用水域等の水質保全対策事業	88
(1)	事業概要	
(2)	測定の実施概況	
(3)	実施結果の概要	
①	河川	
②	海域	
③	底質	
④	水浴場	
⑤	地下水（概況調査）	
⑥	地下水（汚染井戸周辺地区調査）	
(4)	測定結果等	
①	測定地点	
②	環境基準等	
③	主な用語の解説	
④	測定結果	
⑤	水質の経年変化	
⑥	国場川水系合同河川水質調査結果	
2	水質汚濁防止法に基づく規制	113
(1)	工場・事業場対策	
3	土壌汚染対策法に基づく届出及び区域指定の状況	114
4	浄化槽の設置及び維持管理	116
(1)	浄化槽とは	
(2)	市内における設置基数	
(3)	届出件数	
(4)	浄化槽法に基づく三大義務	
①	保守点検	
②	清掃	
③	法定検査	
(5)	浄化槽設置者講習会	



1 公共用水域等の水質保全対策事業

(1) 事業概要

本市は、以下のように、公共用水域及び地下水の水質測定をこれまで県が行ってきた測定ポイントも含め実施しています。

調査を実施している河川は市の中心部を東西に流れている安里川水系、北側に安謝川水系、南側に国場川水系、そして国道58号線に沿った形態の久茂地川水系、小禄地区の河川（排水路）に区分されます（図6-1参照）。

河川の水質調査は、4河川と2水路の22地点で、年4～12回の水質調査を実施しています（表6-1～表6-3参照）。

海域（那覇港海域）については、6地点で年6～12回水質調査を実施しています（表6-4参照）。

加えて、水浴場（波の上ビーチ）では水浴に適した水質であるかどうか、環境省の「水浴場水質判定基準」に基づいて水質調査を実施しています（表6-10参照）。

地下水調査においては、概況調査として首里地区の宝口樋川にて測定を実施しました。

[水質汚濁 | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

(2) 測定の実施概況

那覇市公共用水域及び地下水等の水質測定は、令和4年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間で行いました。

測定は、地点別測定計画に基づき、定められた地点及び回数、検体の採水、分析を行っています。

分析、採水方法は、令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（沖縄県）に掲げる方法により、採水時には、採水日時、天候、気温、水温、色相、臭気、透視度（海域：透明度）、採取水深（海域：全水深も含む）を記録しています。

なお、採水地点の一部である国場川については、河川域の合同調査を目的として、南部保健所と調整し、同じ日に実施しています。

河川は、県測定計画で、国場川3地点・久茂地川2地点・安里川3地点・安謝川2地点の採水地点があり、生活環境項目や健康項目、ふっ素・ほう素、全亜鉛、底質項目（2地点のみ）を測定しています。独自に策定した市測定計画では、安謝川2地点・安里川4地点・久茂地川2地点・国場川2地点・その他2地点で採水し、生活環境項目のみ測定を実施しています。

海域は、那覇港の6地点で採水し、生活環境項目や全窒素・全リン、健康項目、全亜鉛、底質項目（1地点のみ）、底層溶存酸素量（那覇港入口以外の5地点）の測定を実施しています。

水浴場は、波の上ビーチで採水し、ふん便性大腸菌群数や化学的酸素要求量、水素イオン濃度の測定を遊泳期間前と遊泳期間中に実施しています。

地下水採水は、概況調査を首里地区の宝口樋川で実施し、pH（水素イオン指数）、EC（電気伝導率）他環境基準28項目の測定を行っています。

(3) 実施結果の概要

①河川

●県測定計画

生活環境項目においては、pH が環境基準の適正範囲外であった地点及び回数は、大道練兵橋で1回。DO（溶存酸素）が環境基準を満たしていない地点及び回数は、泉崎橋で1回、安謝橋で4回。SS が環境基準を満たしていない地点及び回数は、那覇大橋で1回でした。一方、BOD については、全ての地点で環境基準を満たしていました。さらに、健康項目においても、全ての地点で環境基準を満たしていました（表6-1、表6-2参照）。

●市測定計画

生活環境項目においては、pH が環境基準の適正範囲外であった地点及び回数は、茶湯崎橋で2回、開眼橋で3回。DO が環境基準を満たしていない地点及び回数は、夫婦橋で2回、十貫瀬橋上流で3回。BOD が環境基準を超過した地点及び回数は、鳥堀橋で2回でした。SS においては、全ての地点で環境基準を満たしていました（表6-3参照）。

②海域

生活環境項目においては、DO が環境基準を満たしていない地点及び回数は那覇港沖で5回、那覇港入口で4回、那覇港内、那覇新港入口で各8回、泊港内で10回、自謝加瀬東で3回。COD が環境基準を超過した地点及び回数は、那覇港入口、那覇港内で各5回、那覇新港入口、泊港内で各2回、自謝加瀬東で1回。大腸菌数が環境基準を超過した地点及び回数は、那覇港内で1回。pH、n-ヘキサン抽出物質（ノルマンヘキサン抽出物）、健康項目においては、全ての地点で環境基準を満たしていました（表6-4～表6-6参照）。

③底質

河川2地点、海域1地点において調査を行いました。河川、海域ともに暫定除去基準がある総水銀及びPCB（ポリ塩化ビフェニル）については、基準を満たしていました（表6-8、表6-9参照）。

④水浴場

波の上ビーチの水浴場において、遊泳期間前において「水質A」、遊泳期間中において「水質AA」の区分でした（表6-10参照）。

⑤地下水（概況調査）

首里地区の宝口樋川で調査を行いました。全ての項目で環境基準を満たしていました（表6-11参照）。

※なお、調査については特段の記載がない限り、令和4年度の調査結果を示しています。

(4) 測定結果等

①測定地点

計画	河川名	県地点番号	類型	地点名
県測定計画 ○	国場川	7-口	C	那覇大橋 ●
		8	E	真玉橋 ●
		9	(E)	一日橋
	久茂地川	81	C	泉崎橋 ●
		83	(C)	四条橋
	安里川	85	D	安里新橋 ●
		86	(D)	大道練兵橋
		88	(D)	宝口樋川下流10m
	安謝川	92	C	安謝橋 ●
93		(C)	宇久増橋	

● 感潮域

計画	河川名	市地点番号	類型	地点名
市測定計画 ○	安謝川	2	C	花見橋
		6	C	環状2号線上の橋
	安里川	7	D	鳥堀橋
		10	D	茶湯崎橋
		11	D	ナーゲラ橋
		14	D	開眼橋
	久茂地川	18	C	夫婦橋 ●
		20	C	十貫瀬橋上流 ●
	国場川	24	E	新国場橋 ●
		29	C	袋廻川 ●
	その他	30	-	具志川
		31	-	ハーゲラ川
	地下水			概況調査 (首里地区) ☆

● 感潮域

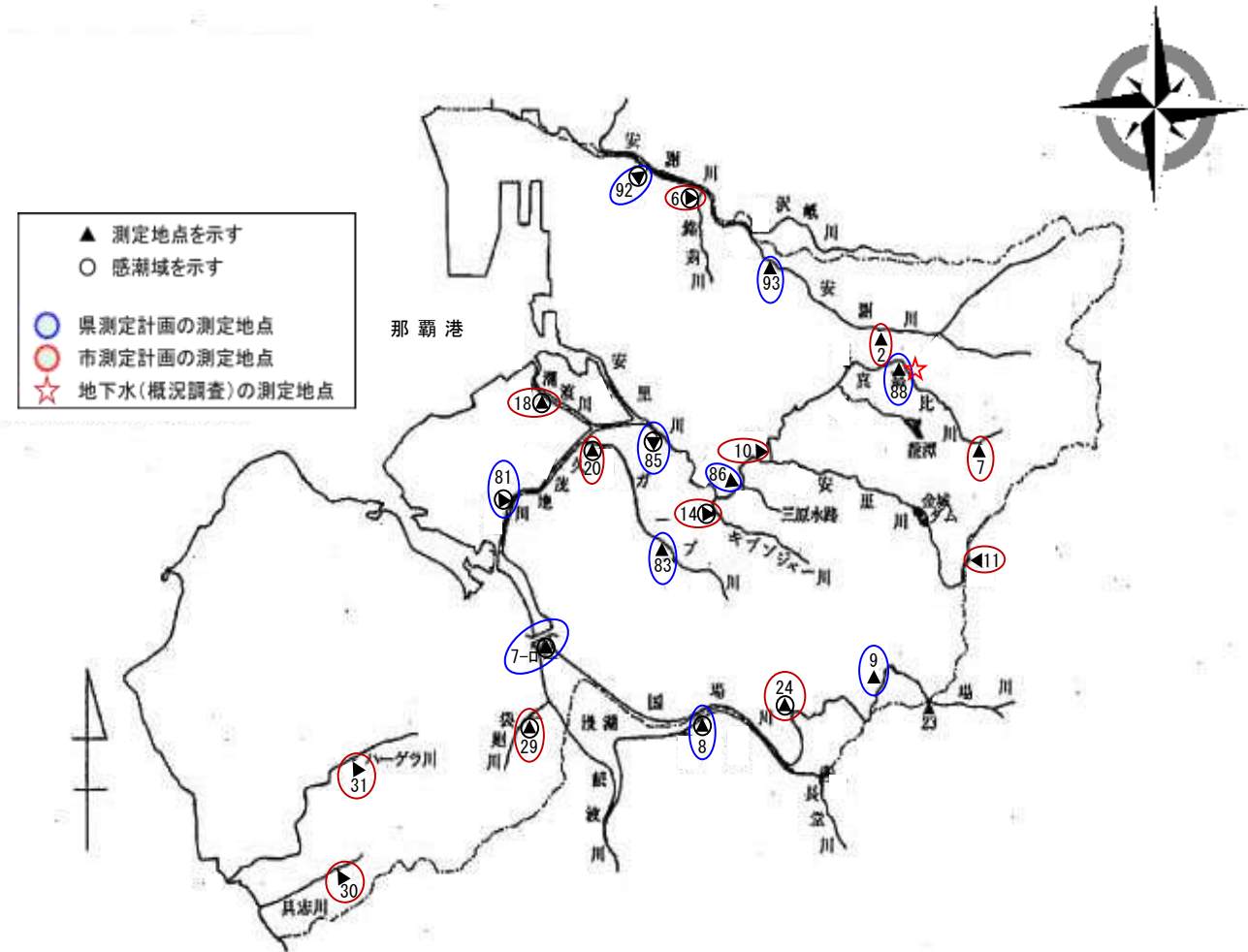


図6-1 河川及び地下水の測定地点図

沖縄本島南部



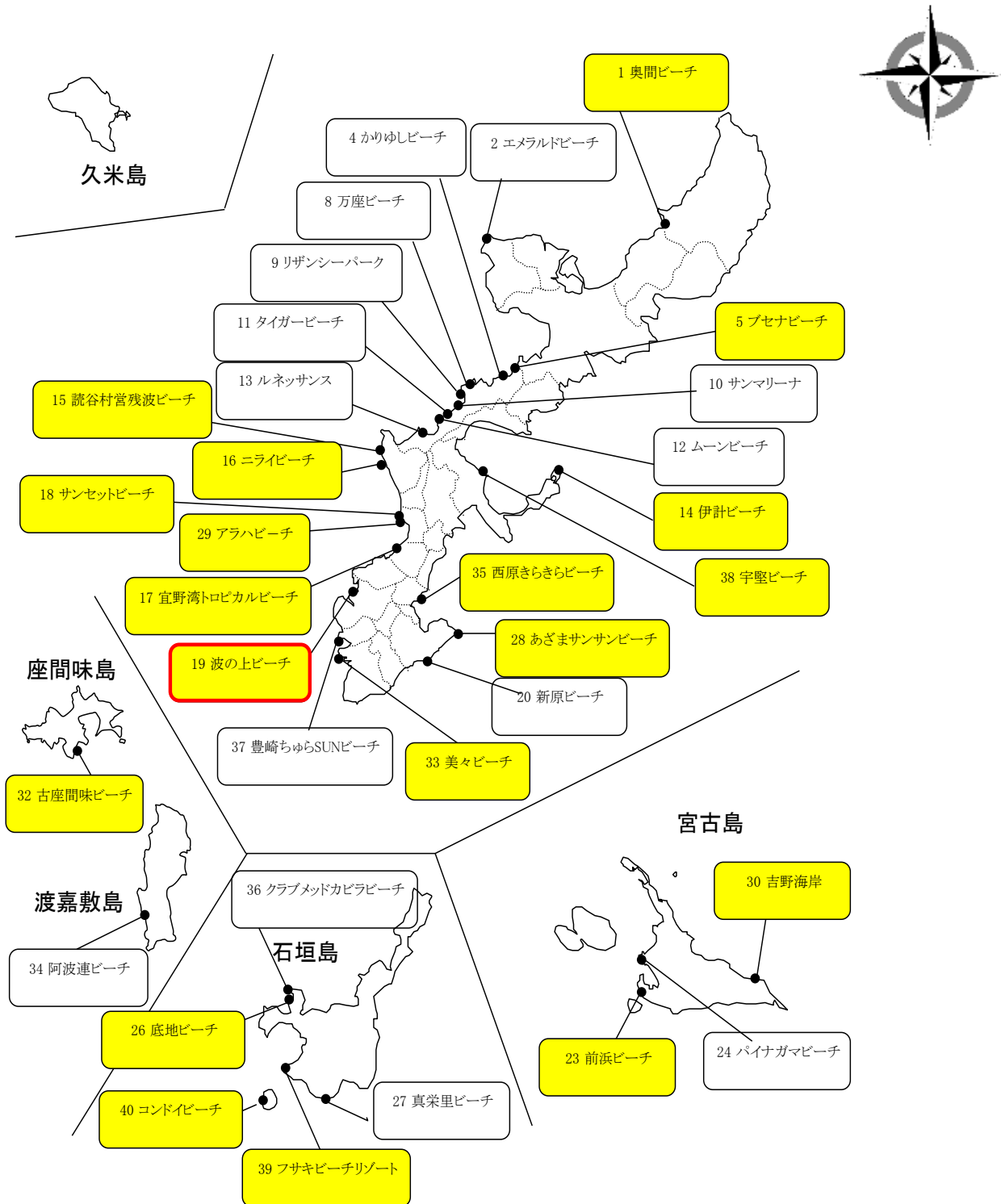
海域名	県地点番号	統一番号	類型	地点名
那覇港海域	31	47-604-01	A	那覇港沖
	32-I	47-604-54	(A)	那覇港入口
	33	47-604-02	A	那覇港内
	34	47-604-03	A	那覇新港入口
	35	47-604-04	A	泊港内
	36	47-604-05	A	自謝加瀬東
6地点				

図6-2 海域の測定地点図

海域の測定地点図

令和4年度水浴場調査地点一覧

※網掛け地点: 令和4年度調査ポイント



調査対象: 19 波の上ビーチ

図 6 - 3 主要水浴場の測定地

②環境基準等

人の健康の保護に関する環境基準及び分析方法

項目	基準値	分析方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.2に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2又は61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2又は67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法 亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	告示付表7に掲げる方法

備考 1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンにかかる基準値については、最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
3.海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

別表1-3 公共用水域水質分析方法及び環境基準値

項目	基準値	分析方法
生活環境項目	水素イオン濃度	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	溶存酸素量	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	生物化学的酸素要求量	規格21に定める方法
	化学的酸素要求量	規格17に定める方法(ただし、B型の工業用水及び水産2級のうち、リ養殖の利木点における測定方法はアルカリ性法)
	浮遊物質質量	昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表9に掲げる方法
	大腸菌群数	告示別表2に掲げる最確数による定量法
	n-ヘキサン抽出物	告示付表13に掲げる方法
	全窒素	規格45.2、45.3又は45.4に定める方法
	全磷	規格46.3に定める方法
	全亜鉛	規格53に定める方法

生活環境の保全に関する環境基準(告示別表2)

(水質汚濁に係る環境基準について昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100ml以下
A	水道2級・水産1級・水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下
B	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100ml以下
C	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級・農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(海域もこれに準ずる。)
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

(3, 4 省略)

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧酸素水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧酸素水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用水産3級:コイ、フナ等、β-中酸素水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸およびその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする(海域もこれに準ずる。)

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)省略

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級・水浴・自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級・工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
- 2 省略

(注)1

- 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIV以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)1

- 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸およびその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.0006mg/L以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4 mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3 mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2 mg/L以上
測定方法	規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

水浴場水質判定基準

(別紙)

1. 判定基準は、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

(1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。

(2) 表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度の項目ごとに、「水質AA」、「水質A」、「水質B」又は「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。

- ・各項目のすべてが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- ・各項目のすべてが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
- ・各項目のすべてが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- ・これら以外のものを「水質C」とする。

また、この判定により、「水質AA」又は「水質A」となった水浴場を「適」、「水質B」又は「水質C」となった水浴場を「可」とする。

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (または1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (または1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満～50cm以上
不適		1000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

CODの測定は日本工業規格K0102の17に定める方法(酸性法)による。

透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」について

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する水浴場を「改善対策を要するもの」とする。

(1) 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mLを超える測定値が1以上あるもの。

(2) 油膜が認められたもの。

別表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	分析方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2又は61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準 別表の付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2又は67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法 亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	告示付表7に掲げる方法

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンにかかる基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

③主な用語の解説

◎水素イオン濃度 (pH)

酸性、アルカリ性を示す指標で、7を中性とし、7より小さければ酸性、大きければアルカリ性となります。

◎生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の好気性微生物(バクテリア等)が、水中に含まれる有機物を分解する時に消費する酸素量を表しています。従って、水中に含まれる汚濁有機物の量が多いほど、多量の酸素を消費することになるため、河川における有機物汚濁の目安となっています。

5mg/L ----- 魚類の生息、河川の自浄限界

10mg/L ----- 悪臭の発生限界、環境保全上の基準

◎化学的酸素要求量 (COD)

海水などに含まれる有機物などを酸化する時に消費される酸化剤(過マンガン酸カリウム等)の量を、酸素の量に換算したものです。数値が高いほど水中の有機物などの量が多いということを示します。湖沼や海域では、プランクトン等の呼吸作用や塩分の影響を受けることから、CODのほうがBODよりも水質汚濁の状況を示すのに適していると考えられています。

◎溶存酸素 (DO)

水中に溶けこんでいる酸素の量を表しています。水中の酸素溶解量を左右するのは水温、気圧などですが、有機物による汚染度の高い水は、微生物により消費される酸素の量が多くなるため、溶存している酸素の量は少なくなっています。なお、きれいな水ほど酸素は多く含まれているので、水温が急激に上昇し、藻類が著しく繁殖するときには、水中の酸素が過飽和状態になります。酸素が十分に水中に存在することが、水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものとなっているため、水中生物の生息状況に係る目安となっています。

◎浮遊物質 (SS)

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質の総称です。採水した一定量の水を所定のろ紙でこし、乾燥してその重量を量ることとされており、数値(mg/L)が大きいほど水質汚濁が著しいことを示しています。

◎大腸菌数

大腸菌数は、水がふん便性の病原菌を含む汚水などによって汚染されている疑いを示す指標である。令和4年4月1日より、生活環境の保全に関する環境基準として、大腸菌群数に代わる新たな衛生微生物指標となった。大腸菌群数で検出されていた水や土壤に分布する自然由来の細菌を検出せず、よりの確にふん便汚染を捉えることができる。

◎ノルマルヘキサン抽出物質 (n-ヘキサン)

油分の試験方法の一つであるヘキサン抽出物質試験において、抽出・測定される物質です。主に油状物質で、グリース・ワックス・アルコール・農薬・染料なども抽出されます。

◎全窒素 (T-N)

水中に含まれる窒素化合物の総量のこと、窒素量で示し、総窒素量ともいいます。動物及び植物に由来しているため、全ての水に含まれており、生活排水、工場排水、畜産排水等の混入により増加します。また、窒素はリンとともに水源の富栄養化の原因物質の一つといわれます。

◎全リン (T-P)

水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量をいいます。水中のリン化合物には地質由来のものと動植物等の生物由来のものがあるが、その形態は微生物の活動や科学的作用を受けて変化しやすく、無機及び有機リンが溶存状態または懸濁状態で存在しています。リン化合物の増加は湖沼。海域の富栄養化を促進する一因とされています。

◎全亜鉛 (Zn)

水中に含まれる亜鉛及び亜鉛化合物の総量をいいます。高濃度の亜鉛を含む水は、金属の味がしたり、灰濁します。また、公共用水域の亜鉛濃度の上昇に影響を与えているものとしては塩化亜鉛や硫酸亜鉛等の「亜鉛の水溶性化合物」があげられます。

さらに、ニジマス等のサケ・マス類は幼稚魚において亜鉛の急性毒性を受けやすい傾向があります。

④測定結果

○河川水質測定結果（県測定計画）

表 6 - 1 生活環境項目及び全亜鉛（河川）

(備考)m:環境基準値を超える検体数、n:総検体数、x:環境基準に値しない日数、y:総観測日

水域名	県番号	地点名	地点統一番号	類型	※1 達成期間	調査区分	採取水深	pH				DO (mg/L)				BOD (mg/L)							SS (mg/L)				大腸菌数 (CFU/100mL)					全亜鉛 (mg/L)							
								最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	日間平均値					最小値	最大値	m	n	平均値	90% 値								
																					最小値	最大値	x	y	平均値								中央値	75% 値					
国場川(1)	7-口	那覇大橋	47-004-01	C	口	年間	0.4	7.9	8.1	0	6	5.6	7.5	0	6	6.5	<0.5	3.0	0	6	<0.5	3.0	0	6	1.5	1.1	2.5	26	71	1	6	36	32	2400	-	6	1100	2400	-
国場川(2)	8	真玉橋	47-005-01	E	ハ	年間	0.2	7.7	8.1	0	6	3.5	7.5	0	6	5.5	0.9	3.9	0	6	0.9	3.9	0	6	2.5	2.5	3.6	10	50	0	6	26	360	9200	-	6	3100	9200	-
	9	一日橋	47-005-51	(E)	ハ	年間	0.1	8.2	8.2	0	1	4.6	4.6	0	1	4.6	0.8	0.8	0	1	0.8	0.8	0	1	0.8	0.8	0.8	8	8	0	1	8	950	950	-	1	950	950	-
久茂地川	81	泉崎橋	47-024-01	C	イ	年間	0.1	7.8	8.1	0	6	3.5	5.9	1	6	5.2	<0.5	0.7	0	6	<0.5	0.7	0	6	0.6	0.6	0.6	4	18	0	6	10	400	15000	-	6	3300	15000	-
安里川	85	安里新橋	47-025-01	D	イ	年間	0.1	8.0	8.2	0	6	5.9	8.5	0	6	7.4	<0.5	3.2	0	6	<0.5	3.2	0	6	1.1	0.7	0.9	<1	7	0	6	3	580	36000	-	6	7000	36000	-
	86	大道練兵橋	47-025-52	(D)	イ	年間	0.1	8.8	8.8	1	1	10	10	0	1	10	0.7	0.7	0	1	0.7	0.7	0	1	0.7	0.7	0.7	1	1	0	1	1	580	580	-	1	580	580	-
	88	宝口樋川下流10m	47-025-54	(D)	イ	年間	0.1	8.0	8.4	0	4	5.0	8.3	0	4	6.9	0.9	2.1	0	4	0.9	2.1	0	4	1.4	1.3	1.6	1	2	0	4	2	12000	50000	-	4	33000	50000	-
安謝川	92	安謝橋	47-026-01	C	イ	年間	0.1	7.8	8.1	0	6	3.7	6.7	4	6	4.9	<0.5	1.8	0	6	<0.5	1.8	0	6	1.2	1.3	1.5	1	29	0	6	9	160	7900	-	6	4100	7900	-
	93	宇久増橋	47-026-51	(C)	イ	年間	0.1	8.2	8.2	0	1	6.7	6.7	0	1	6.7	<0.5	<0.5	0	1	<0.5	<0.5	0	1	<0.5	<0.5	<0.5	1	1	0	1	1	980	980	-	1	980	980	-

※1 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(環水管126号 昭和60年6月12日)「イ」:直ちに達成「ロ」:5年以内で可及的速やかに達成「ハ」:5年を超える期間で可及的速やかに達成

※平均値を求めるに当たり、定量下限値未満の数値については、定量下限値の数値として取扱い、計算した。

※太字は、環境基準不適合

表 6 - 2 健康項目 (河川)

		河川名		国場川			久茂地川		安里川		安謝川	
		地点名		那覇大橋	真玉橋	一日橋	泉崎橋	四条橋	安里新橋	大道練兵橋	安謝橋	宇久増橋
		統一地点番号		4700401	4700501	4700551	4702401	4702452	4702501	4702552	4702601	4702651
		県地点番号		7-口	8	9	81	83	85	86	92	93
		採水日		8/9	8/9	8/9	8/9	8/9	8/9	8/9	8/9	8/9
分類	項目名	環境基準値	単位	-	-	-	-	-	-	-	-	
		健康項目	カドミウム	0.003以下	mg/L	<0.0003	<0.0003		<0.0003		<0.0003	
	全シアン	検出されないこと	mg/L	<0.1	<0.1		<0.1		<0.1		<0.1	
	鉛	0.01以下	mg/L	0.002	<0.002		<0.002		<0.002		<0.002	
	六価クロム	0.02以下	mg/L	<0.005	<0.005		<0.005		<0.005		<0.005	
	砒素	0.01以下	mg/L	0.002	0.002		0.002		<0.002		0.002	
	総水銀	0.005以下	mg/L	<0.0005	<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005	
	アルキル水銀	検出されないこと	mg/L	<0.0005	<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005	
	PCB	検出されないこと	mg/L	<0.0005	<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005	
	ジクロロメタン	0.02以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	四塩化炭素	0.002以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	トリクロロエチレン	0.03以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	チウラム	0.006以下	mg/L	<0.0006	<0.0006		<0.0006		<0.0006		<0.0006	
	シマジン	0.003以下	mg/L	<0.0003	<0.0003		<0.0003		<0.0003		<0.0003	
	チオベンカルブ	0.02以下	mg/L	<0.001	<0.001		<0.001		<0.001		<0.001	
	ベンゼン	0.01以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	セレン	0.01以下	mg/L	<0.002	<0.002		<0.002		<0.002		<0.002	
	硝酸性窒素	-	mg/L	0.21	0.18		0.16		1.40		0.15	
	亜硝酸性窒素	-	mg/L	0.017	0.033		0.012		0.020		0.033	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	mg/L	0.22	0.21		0.17		1.4		0.18	
	ふっ素	0.8以下	mg/L			0.06		0.11		<0.05	0.08	
	ほう素	1以下	mg/L			0.10		0.07		0.04	0.05	
	1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/L	<0.005	<0.005		<0.005		<0.005		<0.005	

○河川水質測定結果（市測定計画）

表 6 - 3 生活環境項目（市河川）

（備考）m:環境基準値を超える検体数、n:総検体数、x:環境基準に値しない日数、y:総観測日 総観測日

水域名	市番号	地点名	地点統一番号	類型	※1 達成期間	調査区分	採取水深	pH				DO (mg/L)				BOD (mg/L)							SS (mg/L)				大腸菌数 (CFU/100mL)											
								最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	日間平均値					最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	平均値	90%値		
																					最小値	最大値	x	y	平均値												中央値	75%値
安謝川	2	花見橋	—	C	イ	年間	0.1	8.2	8.4	0	4	7.5	9.2	0	4	8.3	<0.5	<0.5	0	4	<0.5	<0.5	0	4	<0.5	<0.5	<0.5	5	12	0	4	7	69	600	—	4	310	600
	6	環状2号線上の橋	—	C	イ	年間	0.04	8.1	8.4	0	4	8.4	9.3	0	4	8.9	<0.5	1.6	0	4	<0.5	1.6	0	4	0.8	<0.5	<0.5	<1	16	0	4	5	40	7400	—	4	2100	7400
安里川	7	鳥堀橋	—	D	イ	年間	0.03	7.6	8.0	0	4	4.7	6.2	0	4	5.4	5.4	13	2	4	5.4	13	2	4	9.6	9.5	11	1	16	0	4	5	2500	130000	—	4	38000	130000
	10	茶湯崎橋	—	D	イ	年間	0.1	8.1	9.0	2	4	7.9	10	0	4	8.9	0.5	3.5	0	4	0.5	3.5	0	4	1.4	0.7	0.8	<1	8	0	4	3	320	10000	—	4	3000	10000
	11	ナーゲラ橋	—	D	イ	年間	0.1	7.9	8.2	0	4	6.7	8.1	0	4	7.4	<0.5	4.6	0	4	<0.5	4.6	0	4	1.6	0.7	0.8	1	28	0	4	9	440	21000	—	4	6200	21000
	14	開眼橋	—	D	イ	年間	0.1	8.5	9.4	3	4	9.4	13	0	4	12	0.7	2.0	0	4	0.7	2.0	0	4	1.3	1.3	1.4	1	5	0	4	2	580	11000	—	4	3900	11000
久茂地川	18	夫婦橋	—	C	イ	年間	0.3	7.8	8.0	0	4	3.0	6.9	2	4	4.8	<0.5	1.7	0	4	<0.5	1.7	0	4	0.9	0.7	0.8	1	13	0	4	5	1200	22000	—	4	9600	22000
	20	十貫瀬橋上流	—	C	イ	年間	0.3	7.8	7.9	0	4	2.4	5.0	3	4	3.7	<0.5	1.6	0	4	<0.5	1.6	0	4	0.8	0.6	0.7	1	9	0	4	4	140	17000	—	4	5200	17000
国場川(2)	24	新国場橋	—	E	ハ	年間	0.1	7.7	7.9	0	4	3.1	7.8	0	4	5.2	1.4	3.6	0	4	1.4	3.6	0	4	2.1	1.7	1.9	9	36	0	4	20	220	740	—	4	450	740
国場川(1)	29	袋廻川	—	C	ロ	年間	0.2	7.4	8.2	0	4	5.7	8.5	0	4	6.7	0.9	4.4	0	4	0.9	4.4	0	4	2.3	2.0	2.8	<1	11	0	4	5	2500	200000	—	4	61000	200000
その他	30	具志川	—	—	—	年間	0.03	8.1	8.9	—	4	7.8	11	—	4	9.7	0.6	1.3	—	4	0.6	1.3	—	4	1.0	1.0	1.1	<1	1	—	4	1	500	4000	—	4	1600	4000
	31	ハーゲラ川	—	—	—	年間	0.04	8.1	8.8	—	4	7.1	17	—	4	12	1.1	3.5	—	4	1.1	3.5	—	4	2.1	1.9	2.0	1	4	—	4	2	3700	24000	—	4	11000	24000

※1 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(環水管126号 昭和60年6月12日)「イ」:直ちに達成 「ロ」:5年以内で可及的速やかに達成 「ハ」:5年を超える期間で可及的速やかに達成

※平均値を求めるに当たり、定量下限値未満の数値については、定量下限値の数値として取扱い、計算した。

※赤字は、環境基準不適合

○海域水質測定結果

表 6 - 4 生活環境項目及び全亜鉛（海域）

(備考)m:環境基準値を超える検体数、n:総検体数、x:環境基準に値しない日数、y:総観測日

水域名	県番号	地点名	地点統一番号	類型	※1 達成期間	調査区分	採取水深	pH				DO (mg/L)				COD (mg/L)							大腸菌数 (CFU/100mL)					n-ヘキサン抽出物質油分等 (mg/L)					全亜鉛 (mg/L)						
								最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	日間平均値					最小値	最大値	m	n	平均値	90%値	最小値		最大値	m	n	平均値		
																					最小値	最大値	x	y	平均値													中央値	75%値
那覇港海域	31	那覇港沖	47-604-01	A	□	年間	0.5	8.1	8.2	0	6	6.6	7.5	5	6	7.1	1.2	1.9	0	6	1.2	1.9	0	6	1.5	1.5	1.8	<1	3	0	6	1.3	3	<0.5	<0.5	0	6	<0.5	-
	32-イ	那覇港入口	47-604-54	(A)	□	年間	0.5	8.0	8.3	0	6	6.6	7.9	4	6	7.1	1.9	2.5	5	6	1.9	2.5	5	6	2.2	2.2	2.4	<1	40	0	6	22	40	<0.5	<0.5	0	6	<0.5	-
	33	那覇港内	47-604-02	A	□	年間	0.5	8.0	8.2	0	12	6.4	8.3	8	12	7.1	1.3	2.7	5	12	1.3	2.7	5	12	2.0	1.9	2.3	3	700	1	12	80	80	<0.5	<0.5	0	12	<0.5	0.006
	34	那覇新港入口	47-604-03	A	□	年間	0.5	8.1	8.2	0	12	6.5	7.7	8	12	7.1	1.3	2.3	2	12	1.3	2.3	2	12	1.6	1.5	1.6	<1	10	0	12	2.3	8	<0.5	<0.5	0	12	<0.5	-
	35	泊港内	47-604-04	A	□	年間	0.5	8.1	8.2	0	12	6.2	8.0	10	12	7.0	1.5	2.1	2	12	1.5	2.1	2	12	1.7	1.6	1.8	2	110	0	12	38	110	<0.5	<0.5	0	12	<0.5	-
	36	自謝加瀬東	47-604-05	A	□	年間	0.5	8.1	8.2	0	6	6.5	7.7	3	6	7.2	1.2	2.1	1	6	1.2	2.1	1	6	1.6	1.5	1.6	<1	6	0	6	2.8	6	<0.5	<0.5	0	6	<0.5	-

※1 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(環水管126号 昭和60年6月12日)「イ」:直ちに達成 「ロ」:5年以内で可及的速やかに達成 「ハ」:5年を超える期間で可及的速やかに達成
 ※平均値を求めるに当たり、定量下限値未満の数値については、定量下限値の数値として取扱い、計算した。

※赤字は、環境基準不適合

表 6 - 5 生活環境項目（全窒素、全リン）

(備考)m:環境基準値を超える検体数、n:総検体数、x:環境基準に値しない日数、y:総観測日。採取水深全層は全ての採取位置の検体の平均

水域名	県番号	地点名	地点統一番号	調査区分	採取水深	全窒素 (mg/L)							全リン (mg/L)										
						最小値	最大値	m	n	日間平均値				最小値	最大値	m	n	日間平均値					
										最小値	最大値	x	y					平均値	最小値	最大値	x	y	平均値
那覇港海域	31	那覇港沖	47-604-01	年間	0.5	0.13	0.19	-	2	0.13	0.19	-	2	0.16	0.009	0.012	-	2	0.009	0.012	-	2	0.011

※平均値を求めるに当たり、定量下限値未満の数値については、定量下限値の数値として取扱い、計算した。

表 6 - 6 健康項目 (海域)

分類	項目名	地点名		那覇港内
		統一地点番号		4760402
		県地点番号		33
		採水日		8/18
		環境基準値	単位	-
健康項目	カドミウム	0.003以下	mg/L	<0.0003
	全シアン	検出されないこと	mg/L	<0.1
	鉛	0.01以下	mg/L	<0.002
	六価クロム	0.02以下	mg/L	<0.005
	砒素	0.01以下	mg/L	0.002
	総水銀	0.005以下	mg/L	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	mg/L	<0.0005
	PCB	検出されないこと	mg/L	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	mg/L	<0.0002
	四塩化炭素	0.002以下	mg/L	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	mg/L	<0.0002
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	mg/L	<0.0002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/L	<0.0002
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	mg/L	<0.0002
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	mg/L	<0.0002
	トリクロロエチレン	0.03以下	mg/L	<0.0002
	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/L	<0.0002
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	mg/L	<0.0002
	チウラム	0.006以下	mg/L	<0.0006
	シマジン	0.003以下	mg/L	<0.0003
	チオベンカルブ	0.02以下	mg/L	<0.001
	ベンゼン	0.01以下	mg/L	<0.0002
	セレン	0.01以下	mg/L	<0.002
硝酸性窒素	-	mg/L	<0.02	
亜硝酸性窒素	-	mg/L	<0.004	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	mg/L	<0.024	
1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/L	<0.005	

表 6 - 7 底層溶存酸素量 (海域)

水域名	県番号	地点名	地点統一番号	底層DO (mg/L)	
				8月	2月
那覇港海域	31	那覇港沖	47-604-01	6.8	7.6

※底層は海底面上1mでの観測値。

○底質測定結果

表 6 - 8 底質 (河川)

河川名	地点名	地点統一番号	採取年月日	乾燥減量 (%)	強熱減量 (%)	COD (mg/g)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	シアン ^(※) (mg/kg)	六価クロム ^(※) (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
国場川	那覇大橋	47-004-01	2022/10/13	36.2	7.0	12.9	<0.01	21.4	-	<2	21.1	0.06	<0.01	0.05
安里川	安里新橋	47-025-01	2022/10/13	24.2	5.4	6.3	0.24	24.9	-	<2	6.26	0.04	<0.01	0.02
暫定除去基準値 (mg/kg)				-	-	-	-	-	-	-	-	25	-	10

(※)シアンと六価クロムは隔年で測定。令和4年度は六価クロムが対象。

表 6 - 9 底質 (海域)

水域名	地点名	地点統一番号	採取年月日	乾燥減量 (%)	強熱減量 (%)	COD (mg/g)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	シアン ^(※) (mg/kg)	六価クロム ^(※) (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
那覇港海域	那覇港内	47-604-01	2022/8/18	48.9	11.9	20.5	0.17	22.5	-	<2	11.3	0.09	<0.01	0.01
暫定除去基準値 (mg/kg)				-	-	-	-	-	-	-	-	25	-	10

(※)シアンと六価クロムは隔年で測定。令和4年度は六価クロムが対象。

○水浴場水質測定結果

表 6 - 10 主要海水浴場

番号	(ふりがな) 水浴場名	調査月日	遊泳期間前										遊泳期間中														
			ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)			COD (mg/L)			透明度 (m)			油膜の有無	判定		調査月日	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)			COD (mg/L)			透明度 (m)			油膜の有無	判定	
			最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値		令和4年	令和3年		最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値		令和4年	令和3年
1	なみうえ波の上	4/19 4/20	<2	8	5	1.4	1.8	1.6	>1	>1	>1	なし	水質A	水質A	7/19 7/20	<2	<2	<2	1.5	1.5	1.5	>1	>1	>1	なし	水質AA	水質A

○地下水（概況調査）水質測定結果表

表6-11 地下水（概況調査）

調査担当機関名		採水：一般財団法人 沖縄県環境科学センター 分析：一般財団法人 沖縄県環境科学センター	
調査区分		①概況(新) 2.概況(再) 3.モニタリング 4.周辺	
市町村名		那覇市	
地区名		首里地区	
井戸名又は井戸番号		宝口樋川	
井戸の諸元	井戸深度(m)	-	
	浅井戸深井戸の別	-	
	用途	礼拝所、雑用水	
採水年月日		2022年8月19日	
水温(°C)		25.0	
		基準値	結果
健康項目	カドミウム (mg/L)	0.003以下	<0.0003
	全シアン (mg/L)	検出されないこと	<0.1
	鉛 (mg/L)	0.01以下	<0.002
	六価クロム (mg/L)	0.05以下	<0.005
	砒素 (mg/L)	0.01以下	<0.002
	総水銀 (mg/L)	0.0005以下	<0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)	検出されないこと	<0.0005
	PCB (mg/L)	検出されないこと	<0.0005
	ジクロロメタン (mg/L)	0.02以下	<0.0002
	四塩化炭素 (mg/L)	0.002以下	<0.0002
	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー) (mg/L)	0.002以下	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004以下	<0.0002
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1以下	<0.0002
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04以下	<0.0002
	1,1,1-トリクロロエタン(MC) (mg/L)	1以下	<0.0002
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006以下	<0.0002
	トリクロロエチレン(TCE) (mg/L)	0.03以下	<0.0002
	テトラクロロエチレン(PCE) (mg/L)	0.01以下	<0.0002
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.002以下	<0.0002
	チウラム (mg/L)	0.006以下	<0.0006
	シマジン (mg/L)	0.003以下	<0.0003
	チオベンカルブ (mg/L)	0.02以下	<0.001
	ベンゼン (mg/L)	0.01以下	<0.0002
	セレン (mg/L)	0.01以下	<0.002
	硝酸性窒素 (mg/L)	-	1.9
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	-	<0.004
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	10以下	1.9
ふっ素 (mg/L)	0.8以下	0.05	
ほう素 (mg/L)	1以下	0.03	
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05以下	<0.005	
その他	pH	-	7.6
	電気伝導率(EC) (mS/m)	-	45.3
	透視度 (度)	-	>30
	色相	-	無色
	臭気	-	無臭

- ⑤ 水質の経年変化
 ○ 河川の経年変化（県測定計画）

表6-12 河川（県測定計画）（数値上段：BOD75%値、下段：平均値：単位 mg/L）

河川 No	環境基準 類型指定 水域名	地点 番号	類 型	基 準 値	地点名	年度									
						H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
1	国場川(1)	7-口	C	5	那覇大橋	2.0	2.1	2.4	2.0	2.4	1.8	1.7	1.3	1.3	2.5
						1.8	1.5	1.8	1.6	1.8	2.0	1.5	1.1	1.4	1.5
	国場川(2)	8	E	10	真玉橋	5.2	3.5	4.2	3.4	4.9	4.3	4.5	2.8	2.2	3.6
						4.4	3.8	3.4	2.9	4.3	3.6	3.6	2.3	2.4	2.5
						9	(E)	10	一日橋	6.4	6.4	3.2	2.9	4.1	2.8
5.4	4.1	3.0	2.5	3.2	2.2					1.6	1.6	2.1	0.8		
2	久茂地川	81	C	5	泉崎橋	1.4	1.2	0.6	1.1	0.8	1.1	<0.5	0.6	0.5	0.6
						1.2	1.0	0.6	0.8	0.8	0.8	0.5	0.6	0.5	0.6
3	安里川	85	D	8	安里新橋	3.1	1.4	1.0	1.2	1.5	1.0	1.1	0.5	0.8	0.9
						1.9	1.1	0.9	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	1.1
		86	(D)	8	大道練兵橋	2.4	1.7	1.8	1.7	1.1	1.1	1.3	1.2	1.4	0.7
						2.1	1.5	1.3	1.2	0.9	0.9	0.8	0.9	1.1	0.7
		88	(D)	8	宝口樋川下流10m	7.1	3.9	1.5	2.1	1.7	1.2	1.5	2.1	0.9	1.6
5.2	2.1					1.2	1.5	1.3	1.1	1.1	1.7	0.9	1.4		
4	安謝川	92	C	5	安謝橋	1.1	1.0	1.0	1.6	0.8	1.2	0.5	1.3	0.9	1.5
						0.9	0.9	0.8	1.1	0.7	0.9	0.5	0.9	0.8	1.2
		93	(C)	5	宇久増橋	2.4	1.9	1.5	2.7	3.3	3.2	1.3	4.1	0.7	<0.5
						2.1	1.7	1.2	2.1	2.0	3.2	1.2	2.9	1.1	<0.5

※類型欄の()なしは環境基準点、()付きは補助点

※定量下限値未満の値については、定量下限値の数値として取り扱い、グラフに示した。

※下線の水域は、平成16年度に上位類型へ見直しを行った水域

○河川の経年変化（市測定計画）

表6-13 河川（市測定計画）（数値上段：BOD75%値、下段：平均値：単位 mg/L）

河川 No	環境基準 類型指定 水域名	市 地点 番号	類 型	基 準 値	地点名	年度									
						H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
1	安謝川	2	C	5	花見橋	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.9	<0.5
						<0.5	<0.5	0.5	0.6	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.1	<0.5
		6	C	5	環状2号線上の橋	1.7	1.2	0.6	1.3	1.2	1.0	0.8	0.5	0.9	<0.5
						1.4	1.6	0.9	1.0	1.0	0.8	0.6	0.6	1.1	0.8
2	安里川	7	D	8	鳥堀橋	36	11	111	14	15	14	15	11	11	11
						34	43	62	10	12	14	13	8.8	11	9.6
		10	D	8	茶湯崎橋	2.8	1.4	1.0	1.5	1.0	0.9	1.2	1.0	1.6	0.8
						4.7	1.4	1.3	1.1	0.9	0.9	1.1	0.8	1.5	1.4
		11	D	8	ナーゲラ橋	4.1	2.6	2.3	1.6	3.6	3.8	2.2	0.6	1.1	0.8
						3.0	2.3	3.7	1.3	2.6	3.6	1.7	0.6	1.0	1.6
		14	D	8	開眼橋	2.3	2.8	4.2	1.9	2.2	1.7	1.8	1.8	2.5	1.4
						1.9	3.0	3.4	1.8	1.9	1.4	1.6	1.8	1.9	1.3
3	久茂地川	18	C	5	夫婦橋	1.7	1.2	1.1	0.9	0.5	0.7	0.5	0.7	0.7	0.8
						1.5	1.1	1.0	0.8	0.6	0.6	0.5	1.2	0.6	0.9
		20	C	5	十貫瀬橋上流	1.9	1.2	1.4	1.0	0.5	0.9	0.5	0.5	0.7	0.7
						3.1	1.1	1.8	1.0	0.6	0.8	0.6	0.7	0.7	0.8
4	国場川(2)	24	E	10	新国場橋	7.6	3.5	6.4	3.8	4.5	4.0	5.5	2.0	3.0	1.9
						6.8	3.3	5.3	3.8	5.1	3.6	5.5	2.8	2.4	2.1
	国場川(1)	29	C	5	袋廻川	1.6	1.8	1.5	1.3	1.5	1.6	1.0	1.1	1.2	2.8
						1.5	1.3	1.6	1.1	1.4	1.3	1.2	0.9	1.3	2.3
5	その他	30	-	-	具志川	18	8.5	9.3	7.6	6.5	4.2	3.3	4.9	3.0	1.1
						18	9.1	8.5	6.6	5.3	4.5	6.9	5.4	3.1	1.0
		31	-	-	ハーゲラ川	11	4.5	6.9	4.2	3.0	2.3	3.7	1.9	2.4	2.0
						6.4	9.5	3.9	3.6	4.0	2.1	3.1	1.7	2.1	2.1

※太字は、環境基準不適合

※定量下限値未満の値については、定量下限値の数値として取り扱い、グラフに示した。

○海域の経年変化

表6-14 海域（数値の上段：COD75%値、下段：平均値：単位 mg/L）

海域 No	環境基準 類型指定 水域名	地点 番号	類 型	基 準 値	地点名	年度									
						H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
1	那覇港海域	31	A	2	那覇港沖	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.4	1.4	1.8
						1.6	1.8	1.8	1.8	1.8	1.6	1.2	1.4	1.4	1.5
		32-イ	(A)	2	那覇港入口	2.4	2.3	2.2	2.2	2.3	3.0	2.0	2.0	2.1	2.4
						2.1	2.2	2.1	2.0	2.3	2.6	1.7	2.0	1.8	2.2
		33	A	2	那覇港内	3.3	2.3	2.2	2.4	2.6	2.7	1.9	2.3	1.8	2.3
						2.9	2.1	2.0	2.2	2.5	2.5	1.7	2.0	1.9	2.0
		34	A	2	那覇新港入口	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.6	1.3	1.6
						1.7	1.9	1.9	1.9	1.8	1.6	1.2	1.5	1.3	1.6
		35	A	2	泊港内	2.5	2.3	2.2	2.2	2.2	1.8	1.6	1.8	1.9	1.8
						2.3	2.1	2.1	2.1	2.0	1.8	1.5	1.7	1.6	1.7
		36	A	2	自謝加瀬東	1.9	1.9	2.1	2.0	1.7	1.9	1.5	1.4	1.4	1.6
						1.9	1.9	2.0	1.9	1.6	1.6	1.2	1.5	1.2	1.6

※類型欄の()なしは環境基準点、()付きは補助点

※太字は、環境基準不適合

⑥国場川水系合同河川水質調査結果

○調査目的

国場川水系(国場川、宮平川、手登根川、長堂川、饒波川)の環境保全対策を広域的に展開していくことを目的に、年2回5市町(夏季:20地点 冬季:14地点)合同で実施する水質調査である。同日に全地点で採水を行い、分析の結果から河川の汚濁状況や経年変化の把握に努めています。

国場川	運玉森に端を発し、長さ約11.2km、流域面積43.06km ² の2級河川で那覇港に注いでいます。 ・明治橋～真玉橋:C類型 ・真玉橋～一日橋:E類型
宮平川	南城市を源流域とする準用河川で国場川の支流です。
手登根川	南城市を源流域とする準用河川で国場川の支流です。
長堂川	南城市字仲間付近に端を発し、南風原町、豊見城市の境を流れる長さ約6.2km流域面積7.39km ² の2級河川です。 ・真玉橋～琉糖橋:E類型
饒波川	大里城跡付近を源として、八重瀬町、豊見城市を流下して、国場川(漫湖)に合流する長さ約11km、流域面積13.4km ² の2級河川です。 ・全域:D類型

○調査方法

調査方法は、環境庁水質保全局環水管第30号(昭和46年9月30日付)で告示されている「水質調査方法」に準拠して行いました。

○調査時期

- ・夏季 令和4年8月9日、10日
- ・冬季 令和5年2月8日

○調査地点

5市町(20地点): 那覇市、南城市、南風原町、豊見城市、八重瀬町
調査地点を表6-15及び図6-4に示します。

表 6 - 16 那覇市内域の調査結果

項目	河川名	国場川	
	地点番号	K-4	
	地点名	新国場橋	
	調査時期	夏季	冬季
採水年月日		R4.8.10	R5.2.8
採水時刻		11:05	12:55
天候 (前日/当日)		晴れ/晴れ	曇り/晴れ
気温 (°C)		34.0	23.0
水温 (°C)		33.0	21.0
外観・水色		淡黄色	淡白色
透視度 (度)		9	>30
臭気		無臭	無臭
pH		7.9	7.8
BOD (mg/L)		3.6	1.4
SS (mg/L)		36	13
DO (mg/L)		7.8	4.5
大腸菌数 (CFU/100mL)		260	740

表 6 - 17 水質経年変化 (BOD) 夏季・冬季平均値

調査番号・地点名			年度				
			平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
国場川	K-4	新国場橋	4.4	6.9	4.5	1.6	2.5

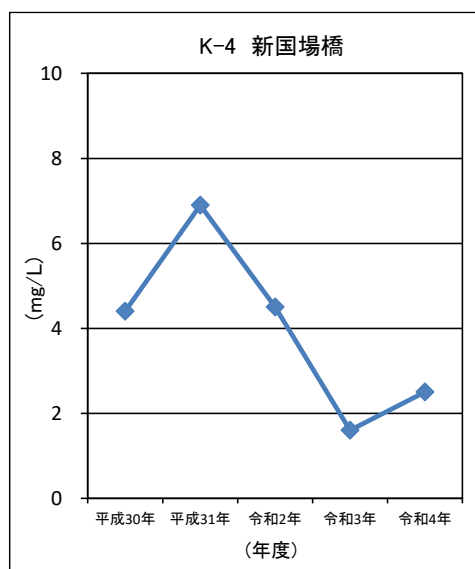
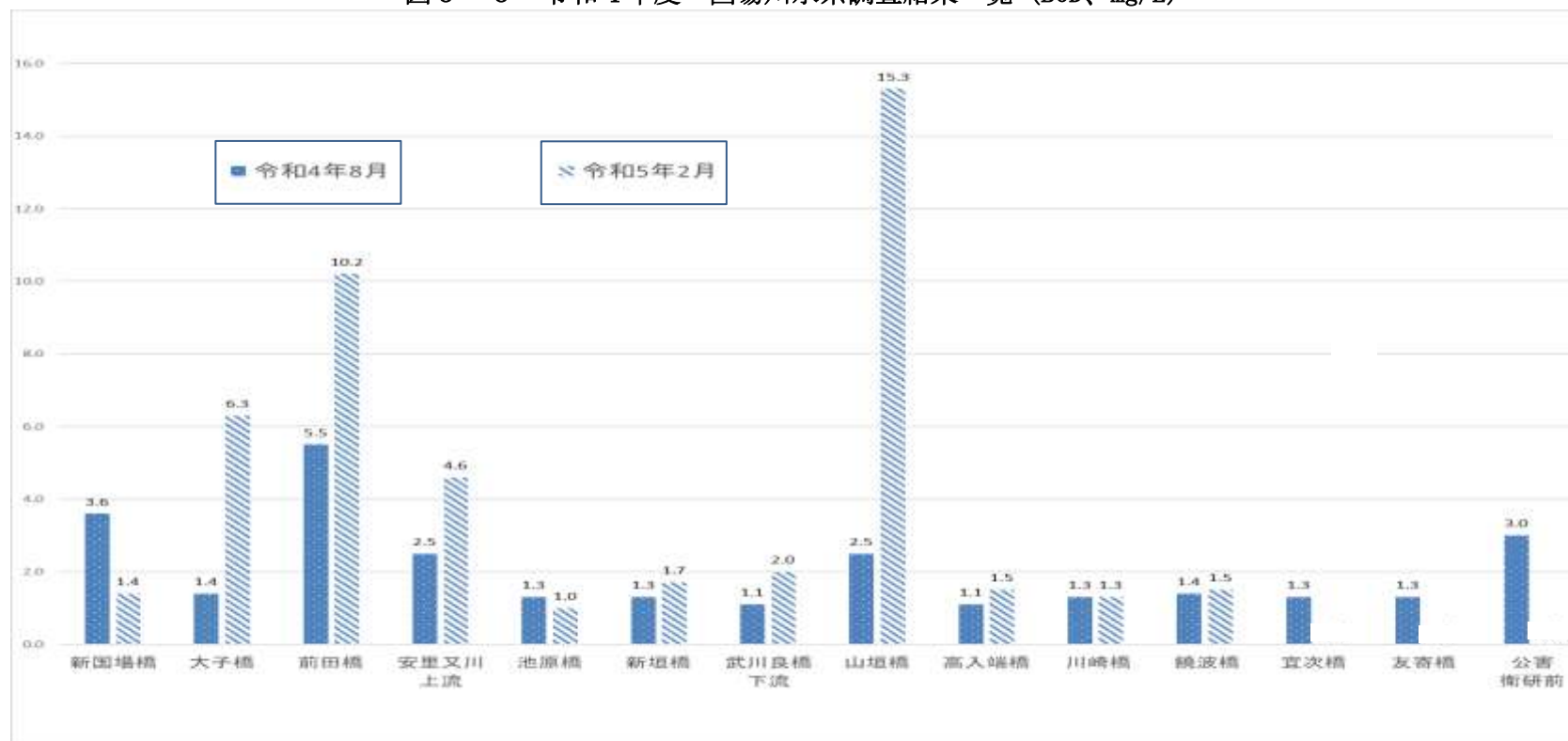


図 6 - 5 水質経年変化図 BOD (mg/l)

表 6-18 国場川水系水質調査 BOD (mg/L)

水系	国場川				宮平川	長堂川			饒波川					
市町村名	那覇市				南風原町	南風原町		豊見城市	豊見城市			八重瀬町		南城市
地点名	新国場橋	大子橋	前田橋	安里又川上流	池原橋	新垣橋	武川良橋下流	山垣橋	高入端橋	川崎橋	饒波橋	宜次橋	友寄橋	公害衛研前
令和4年8月	3.6	1.4	5.5	2.5	1.3	1.3	1.1	2.5	1.1	1.3	1.4	1.3	1.3	3.0
令和5年2月	1.4	6.3	10.2	4.6	1.0	1.7	2.0	15.3	1.5	1.3	1.5	—	—	—

図 6-6 令和4年度 国場川水系調査結果一覧 (BOD、mg/L)



2 水質汚濁防止法に基づく規制

(1) 工場・事業場対策

河川や海域等の水質を良好に維持するために、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）では、特定施設を設置する場合に、事前の届出を義務付けています。

水質汚濁防止法にかかる特定事業場からの排水水については、全国一律に排水基準が設定されていますが、一部の地域では同法第 3 条第 3 項の規定に基づき、一律の排水基準より基準が強化された「上乘せ排水基準」が定められています。那覇市においては、国場川水域又は那覇港海域へ繋がる公共用水域に汚水等を排出する場合は、上乘せ排水基準が適用されることとなります。

また、水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成 24 年 6 月 1 日に施行され、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。

なお、令和 4 年度の特定施設の届出件数は下記のとおりとなっています。

表 6-19 特定施設の届出件数（令和 4 年度）

届出の種類	届出のタイミング	水濁法根拠	件数
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出	工場又は事業場から公共用水域へ水を排出する者が、特定施設（有害物質使用特定施設を含む）を設置しようとするとき	第 5 条第 1 項	2
	工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者が有害物質使用特定施設を設置しようとするとき	第 5 条第 2 項	0
	工場又は事業場から公共用水域へ水を排出しない有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき	第 5 条第 3 項	0
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用届出	届出対象ではなかったものが法、施行令改正等により新たに届出対象施設となった場合	第 6 条	0
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）構造等変更届出	施設にかかる構造、設備、使用の方法、汚水等の処理の方法や地下浸透水の浸透の方法等に変更をしようとするとき	第 7 条	0
氏名等変更届出	届出者の氏名又は名称、住所等に変更があった場合	第 10 条	1
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）廃止届出	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を廃止したとき	第 10 条	0
承継届出	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について譲り受け、借り受け、相続等により届出者の地位を承継したとき	第 11 条	0
事故の届出	特定施設、指定施設、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水などが公共用水域や地下水を汚染し、健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき	第 14 条の 2	1

[有害物質などを取り扱っている事業者の皆様へ（特定施設） | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

3 土壤汚染対策法に基づく届出及び区域指定の状況

土壤汚染対策法の目的は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することです（土壤汚染対策法1条）。

例えば、特定有害物質に汚染（表6-21に示す特定有害物質の指定基準に不適合な土壤）された土地に対し、掘削するなどの工事を実施すること（土地の形質変更）は、汚染土壤の飛散や汚染土壤が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された汚染土壤の運搬等による汚染の拡散のリスクを伴うものです。

そのため、土壤汚染対策法では、法の目的を達成するため同法第3条にて特定有害物質を使用する施設（有害物質使用特定施設）を廃止した事業者は、当該有害物質使用特定施設を廃止してから120日以内に、指定調査機関に調査をさせ当該土地の土壤汚染状況調査の結果を市長に報告しなければなりません。

また、同法第4条に基づき、3,000㎡以上の土地（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地については900㎡以上の土地）の形質の変更（一定規模以上の土地の形質変更）を行う者に対しても、工事着手の30日前までに届出をさせ、当該土地において土壤汚染のおそれがある場合には、市は土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができることとなっています。なお、一定規模以上の土地の形質変更の令和4年度の届出数は、24件でした。

さらに同法第3条及び第4条などの届け出の要件に該当しない場合でも、事業者が自主的に行った土壤汚染状況調査の結果を同法第14条に基づき市に報告することができます。

上記の調査結果の報告を受け、法に基づき、市は当該土地の汚染状況が、表6-21の基準に適合しない場合は、当該土地を有害物質に汚染されている区域として指定することができます。汚染されているものとして指定される区域は、要措置区域（同法第6条）と形質変更時要届出区域（同法第11条）に区分され、後者は、周辺住民への健康被害のおそれはないものとなっています。なお、本市の指定状況は、表6-20のとおりです。

[土壤汚染対策法について | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

表6-20 汚染されている区域の指定状況

	種別	所在地	指定に係る物質の種類	指定期間
1	形質変更時 要届出区域	港町3丁目2番1号の一部	ベンゼン 鉛及びその化合物	指定日:平成26年6月16日 解除日:平成26年9月16日
2	形質変更時 要届出区域	古波蔵4丁目113番2号及び121番1号の一部	砒素及びその化合物	指定日:平成27年1月15日 一部解除日:平成27年7月1日
3	形質変更時 要届出区域	泉崎1丁目20番6号の一部	鉛及びその化合物	指定日:平成27年8月17日 解除日:平成27年12月1日
4	形質変更時 要届出区域	古波蔵4丁目113番地1の一部	砒素及びその化合物	指定日:平成29年11月15日 解除日:平成31年3月15日
5	形質変更時 要届出区域 (自然由来 特例区域)	古波蔵1丁目111番及び112番の一部	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	指定日:平成29年12月1日 一部解除日:平成30年4月2日
6	形質変更時 要届出区域	安謝619番32、619番33、619番34、619番35、619番67の一部	鉛及びその化合物 六価クロム及びその化合物	指定日:平成31年4月1日 解除日:令和2年2月3日

表6-21 特定有害物質の指定基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下		0.002 以下	0.02 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.003 以下	0.09 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下	1.5 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	1.0 以下
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀が 0.005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下	24 以下
第三種特定有害物質	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	30 以下
	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003 以下
有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	1 以下	

4 浄化槽の設置及び維持管理

(1) 浄化槽とは

浄化槽は、台所・トイレ・風呂場など各家庭等から出る生活排水を、それぞれの建物単位で浄化処理し、法で定めた水質基準を維持した排水を河川や海域などへ排出するための施設となっています。

浄化槽には、トイレの排水だけを処理する「単独処理浄化槽」というものがありますが、新規の設置が禁止されており、平成13年以降は、生活排水全般を処理する「合併処理浄化槽」の設置のみが認められています。なお、市内において新たに浄化槽を設置できるのは、下水道が未整備、又は下水道の接続が困難な地域の方となります。

平成25年度の中核市移行に伴い、県から浄化槽法に基づく事務の権限移譲を受けたのを機に、市では同法の実施取り扱い方法を定めた「那覇市浄化槽取扱要綱」を策定し、浄化槽管理者に対する適切な浄化槽の設置や維持管理の指導に努めておりますが、浄化槽設置及び廃止の届け出が、適切に実施されない案件が存在し浄化槽管理台帳の登録件数が実態と乖離していたため、上下水道局の台帳を活用し平成28～29年度で大幅な台帳整備を実施し乖離を解消しました。また、平成28年度からは上下水道局の下水道接続指導と合同で浄化槽の維持管理の指導を実施し相乗効果を上げています。 [浄化槽 | 那覇市公式ホームページ \(https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/kankyou/kougai/joukasou.html\)](https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/kankyou/kougai/joukasou.html)

(2) 市内における設置基数（令和4年度末時点）

合併処理浄化槽	529基
単独処理浄化槽	4,236基

(3) 届出件数（令和4年度）

設置届及び設置計画書	14件
廃止届	18件

(4) 浄化槽法に基づく三大義務

浄化槽法では法で定めた水質基準を維持した排水を実施するため、浄化槽管理者に保守点検、清掃、法定検査の実施義務が課されています。なお、実施しない管理者に対しては、罰則が定められています。

① 保守点検（メンテナンス）

浄化槽の点検、調整、修理、消毒剤の補充などを、年に法律で定められた回数以上実施しなければなりません。保守点検は、県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者のみ行うことができます。

② 清掃（汚泥の引き抜き）

浄化槽本体に溜まった汚泥の引き抜き清掃を、年に1回以上実施しなければなりません。清掃は、浄化槽管理者が市長の許可を受けた業者に委託して実施してもらいます。

③ 法定検査

浄化槽を設置した3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に、はじめての検査（法第7条に基づく検査）を受検し、その後は定期検査（法第11条に基づく検査）を毎年1回受検する必要があります。法定検査は、沖縄県知事が指定する公益社団法人沖縄県環境整備協会のみ実施することができます。なお、令和4年度の定期検査の受検率は、約22%でした。

(5) 浄化槽設置者講習会

新たに浄化槽を設置する方を対象に、浄化槽に関する設置の手続きや、施工及び維持管理等について理解して頂くために、浄化槽設置者講習会を月に1回実施しています。令和4年度は、合計18人の受講者がありました。受講済み証は、設置届出書への添付をお願いしています。